

# お知らせ〈伝染病〉

保護者様

江戸川めぐみ幼稚園

お子様が伝染性の病気になった場合、完全に治してから登園しましょう。  
ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、  
症状により医師が伝染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

	病名	出席停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	因頭性結膜炎(プール熱)	おもな症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎(はやり目)	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅班(りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	その他の伝染病( )	

※登園するときにお持ちください。

## 登園許可書

園長 殿

組 氏名

病名

出席停止期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

病院名

平成 年 月 日 医師名

印